

令和8年度 中原区市民提案型協働事業 Q & A

1 中原区市民提案型協働事業について

No.	質問	回答
1－1	協働事業とは何か。提案団体と中原区役所がどのように役割分担するのか。	<p>提案団体は、事業の実施主体として、地域課題解決に向けた事業の企画・運営、広報等を行います。</p> <p>中原区役所は、経費の負担のほか、専門的な知見をもとにした助言・指導・情報提供、広報、行政機関等との連絡調整等を行います。</p>
1－2	広報について、中原区役所からどのような支援を受けることができるか。	<p>事業の広報のため、「かわさき市政だより」(中原区版)での情報発信、「なかはらメディアネットワーク」(※)への情報提供、区内の駅や公共施設へのチラシ・ポスターの配架等を行います。</p> <p>※区民の地元に対する愛着心の醸成や地域のイメージアップを図ることを目的として、地域メディアと中原区役所が連携して地域の情報を発信しています。参加メディアはイッツ・コミュニケーションズ株、かわさき市民放送株(かわさき FM)、株タウンニュース社の3社です。</p>
1－3	実施事業数は3事業程度であるが、どのように決定するのか。	提案団体からのプレゼンテーションを受け、審査委員会が事業の選定及び評価を行い、各審査委員の評価に基づく点数の全合計点の高い順に順位をつけます。その後、事業の性質や中原区役所の体制等を総合的に勘案し、点数の上位から順に、予算の範囲内で協働可能な事業を採用します。

2 募集する事業について

No.	質問	回答
2-1	提案団体にとって新規の取組である事業とはどのような事業か。	<p>原則として、協定書を締結するまでに提案団体が実施したことがない事業をいいます。ただし、提案団体がこれまでに実施したことがある事業に、地域の課題解決に向け、これまでの取組を踏まえた新たな視点や手法を取り入れた事業は、「提案団体にとって新規の取組」として扱います。</p> <p>(「提案団体にとって新規の取組」として扱う例)</p> <p>提案団体で、過去に子どもと保護者で参加する音楽教室を開催していた。子どもが増加する中原区で、保護者の孤立という地域課題に対応するために、保護者同士のつながりづくりの視点を取り入れ、保護者同士の交流タイムや音楽教室参加後の交流を促すオンラインサロンを設けた音楽教室を開催する。</p>
2-2	事業実施の翌年度も市民提案型協働事業として事業継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行う必要があるか。また、その場合に、同じ内容の事業を提案することができるか。	事業の継続を希望する場合は、対象となる年度毎に改めて事業の提案を行っていただく必要があります。ただし、同一事業の提案は、事業開始年度を起点として通算で3年度を限度とします。なお、事業の継続を希望する場合に限り、前年度と同じ内容の事業を提案することができます。
2-3	中原区内に拠点を有する団体であるが、中原区民以外を対象者として事業を実施することはできるか。また、中原区外の会場を使用して事業を実施することはできるか。	<p>中原区役所の事業ですので、原則として、対象者は中原区民（中原区在住・在学・在勤の方）としてください。また、中原区内に事業に適した会場が無い等、やむを得ない事情がある場合に限り、中原区外の会場を使用することができます。</p> <p>いずれにしても、中原区役所の認める地域課題の解決につながる事業を採用いたします。</p>
2-4	中原区内に拠点を有しない団体であるが、中原区民を対象者として事業を実施するこ	中原区内に拠点を有しない団体は、事業を実施することができません。

	とはできるか。	
2－5	過去に団体が実施したことがある事業や、過去に行政から委託を受けて実施した事業も対象となるか。	<p>協定書を締結する時点までに提案団体が実施したことがある事業に、地域の課題解決に向け、これまでの取組を踏まえた新たな視点や手法を取り入れた事業は、「提案団体にとって新規の取組」として扱うため、対象となります。</p> <p>ただし、過去に実施したことがある事業と全く同じ内容・手法の事業は対象となりません。</p>
2－6	現在、団体の構成員（役員を含む会員等）が個人で取り組んでいる事業と同一の事業も対象となるか。	<p>地域の課題解決に向け、これまでの個人での取組を踏まえた新たな視点や手法を取り入れた事業は、「提案団体にとって新規の取組」として扱うため、対象となります。</p> <p>ただし、過去に実施したことがある事業と全く同じ内容・手法の事業は対象となりません。</p>
2－7	一部の地区を対象とする等、対象地域が中原区全体でない事業も対象となるか。	当該地域の課題解決につながる取組であれば対象となります。
2－8	団体が中原区以外の地域で既に実施している事業も対象となるか。	中原区の地域課題を捉えた事業であれば対象となります。

3 提案できる団体について

No.	質問	回答
3－1	「中原区内に活動拠点を有する団体」とはどのような団体か。	団体事務所の所在地や定期的な活動場所が中原区内にある団体をいいます。
3－2	団体の定款・規約等が無い場合はどのように対応すればよいか。	定款・規約等は必須の提出書類となります。任意様式で構いませんので、団体の名称、所在地、設立年月日等を記載したものを作成してください。
3－3	新しく作る団体も事業の提案ができるか。	提案可能です。ただし、原則として、提案書類を提出する時点で、団体の定款・規約等が作成され、団体が設立されている必要があります。
3－4	現在、他の助成金等を受給している団体も事業の提案ができるか。	他の助成金等を受給している事業と同一の事業を提案することはできませんが、他の助成金等を受給している事業と別の事業であれば提案可能です。
3－5	団体ではなく、個人でも事業の提案ができるか。	事業の有効性や実現性等を考慮し、個人での提案はできません。
3－6	会社も事業の提案ができるか。	提案可能です。ただし、営利を目的としない事業に限ります。
3－7	複数の団体が協力して一つの事業を提案することができますか。	複数の団体で協力して事業を実施していただくことはできますが、事務手続上、以下のどちらかの形で事業を提案いただく必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・1団体が代表となり、川崎市（中原区役所）との協定締結、負担金の受領等の事務処理を担う。他の団体は協力団体として事業に協力する。 ・全ての団体を取りまとめる形で新しく1つの団体を立ち上げる。

4 負担金について

No.	質問	回答
4-1	負担金とはどのようなものか。	特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものをいいます。
4-2	事業実施中に予算が不足する場合に、追加で負担金を交付してもらうことは可能か。	追加の負担金交付はありません。

5 事業経費について

No.	質問	回答
5－1	提案時に、川崎市（中原区役所）負担金上限額を超える支出金額を設定することはできるか。	可能です。ただし、支出合計額と収入合計額が一致する必要がありますので、負担金上限額を超える支出金額分は、参加料、保険料、寄附金等で賄うことができる事業計画としてください。
5－2	事業において参加費等の収入を得た場合、収入金額の取扱いはどうなるのか。	<p>決算時に、参加費等の収入を含め、事業全体の收支で精算手続きを行います。余剰金が発生した場合は、余剰金を市に戻入していただきます。</p> <p>収入－支出\leq0円 \Rightarrow 余剰金がないため、戻入は発生しません。</p> <p>収入－支出$>$0円 \Rightarrow 収支の差額が余剰金となるため、戻入が発生します。</p>

6 プрезンテーションについて

No.	質問	回答
6-1	プレゼンテーションの実施日時・場所はいつ決まるのか。	募集期間終了後に決定し、提案団体に通知します。
6-2	団体の代表者がプレゼンテーションを行う必要があるか。	提案団体の構成員（役員を含む会員等）であれば、どなたがプレゼンテーションを行っていただいても構いません。

7 審査基準について

No.	質問	回答
7-1	「1 事業目的の適正性」について、中原区の地域課題や、川崎市・中原区の施策の方向性は何で確認することができるか。	中原区の地域課題や施策の方向性については、募集案内に「区が認識している地域課題と取組例」を記載しているほか、「川崎市総合計画（※）」や、「中原区地域課題対応事業計画一覧」等で確認いただくことができます。また、川崎市の施策の方向性についても、「川崎市総合計画」にて確認いただくことができます。「川崎市総合計画」、「中原区地域課題対応事業計画一覧」は市・区HPにて公開しております。 ※「川崎市総合計画」については、令和7年度中の改定を予定しています。本事業の提案にあたっては、「川崎市総合計画 改定素案」、「川崎市総合計画 改定案」、もしくは改正前の「川崎市総合計画」を参照ください。
7-2	「2 協働実施の有効性」について、具体的にどのような状態を目指せばよいのか。	提案団体と中原区役所が協働で事業を実施することで、提案団体が単独で事業を実施する場合と比べて、事業規模や対象者の拡大に繋がったり、提供するサービスや支援の方法に広がりが生まれたりして、より広域的・多角的に地域課題の解決に向けた取組が行える状態を想定しています。
7-3	「3 実施体制の妥当性」について、具体的にどのような状態を目指せばよいのか。	以下のような観点から、人員や組織体制、協働の体制の検討を行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な人員が揃っている。 ・参画する人員の役割分担が明確である。 ・提案団体と中原区役所の役割分担が明確である。 ・余裕を持って、安定的・継続的に事業が実施できる組織体制である。
7-4	「6 事業の継続性・発展性」について、「自立した事業継続や発展」とはどのような状態か。	以下のような観点から、提案団体が自立して事業を継続・発展させていける状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源（会費、参加費、寄附金、協賛金等）の確保等により、資金面で安定した事業継続ができる。

	<ul style="list-style-type: none">・事業の担い手や協力体制を安定的に確保することができ、イベントや取組を定期的に開催・実施することができる。・他地域への展開や、関連する新しい活動への発展が期待できる。
--	--